

## 「小児かかりつけ医」について

当院に継続して受診され、説明に同意され当院を小児科の「かかりつけ医」として登録いただいた患者さんに対し、次のような診療を行います。

- 急病時の診察や、アレルギー疾患などの慢性疾患の指導管理や栄養指導を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導などを行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」について同意登録をいただいた患者さんから電話等での問い合わせに対応します。
- 休診日や夜間などのため、やむを得ず電話対応が出来ない場合などには、小児救急電話相談や以下の医療機関にご連絡下さい。

連絡先 小児救急電話相談 # 8000  
板橋区平日夜間応急こどもクリニック 03-3559-8518

- 対象となる患者さんは、当院に継続的に受診される6才未満のお子さまで就学前まで延長が可能です。
- 他の医療機関で「小児かかりつけ診療料」について説明を受けられた方は、事前にお知らせくださいますようお願いいたします。（登録は他の医院と重複できません。）
- 途中で他の医療機関にかわる場合は登録変更が必要ですのでお申し出ください。
- 特に専門的な診療の必要のない程度の耳鼻科疾患、皮膚科疾患、眼科疾患、整形外科的疾患なども診療いたします。ただし、必要に応じて専門的な医療を要すると判断した場合は、適切な医療機関に紹介などを行います。  
※上記内容に同意いただけましたら「小児かかりつけ診療料」に関する説明・同意書をお渡ししますので、お申し出下さい。

ご不明な点がございましたら受診時にお尋ねください。